

新潟県消費者教育推進地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）の趣旨に基づき、新潟県消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 本県における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報の交換及び調整を行う。
- (2) 本県における消費教育を推進するための施策に関して意見を述べる。
- (3) その他、本県における消費者教育の推進に向け必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、新潟県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の委員がこれを兼ねるほか、必要に応じ専門事項に係る知見を有する者を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、審議会の委員の任期と同一とする。

(会長)

第5条 協議会に会長及び職務代理者を置き、審議会の会長及び職務代理者がこれにあたる。

(会議の開催)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員がやむを得ず協議会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもって代理出席させることができる。

(連絡会議)

第7条 協議会で情報交換、調整する事項や消費者教育にかかる施策について、県庁内の連絡調整を図るため、関係課による連絡会議を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は総務部県民生活課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。